

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当た
る日を
翌日と
する)

目次

◇規 則 鳥取県大規模小売店舗審議会条例の施行期日を定める規

◇告 示 健康保険法等による看護料の支給基準

健康医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

解除予定の保安林(二件)

規 則

鳥取県大規模小売店舗審議会条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十八号

鳥取県大規模小売店舗審議会条例の施行期日を定める規則

鳥取県大規模小売店舗審議会条例(昭和五十四年三月鳥取県条例第五号)の施行期日は、昭和五十四年五月十四日とする。

告 示

鳥取県告示第四百六十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料の支給基準を次のように定め、昭和五十四年五月一日から適用し、昭和五十三年五月鳥取県告示第四百五十一号(健康保険法等による看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重篤でない、が手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時監視し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 別	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	八、一八〇円六、九五〇円		—
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	六、五四〇円五、五六〇円四、九一〇円		
その他の疾病	五、四五〇円四、六三〇円四、〇九〇円		
病 種 別	一日当たりの看護料		
コレラ、痘そう、発しんチフス及びペスト	四、二九〇円		
法定伝染病（コレラ、痘そう、発しんチフス及びペストを除く。）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	三、四三〇円		
その他の疾病	二、八六〇円		

二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 1 体位変換又は床上起座が禁止され、又は不可能であること。
 2 食事及び用便につき介助を要すること。

備考

- (一) 看護料には、食費、寝具料等を含む。
- (二) 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の二割二分増とする。
- (三) 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、(二)と併給することができる。ただし、この基準の二に該当する場合は、この限りでない。
- (四) この基準は、看護料の最高額を定めたものであり、現に要した看護料の額がこの基準の範囲内であるときは、その額とする。
- (五) 付添看護人一人につき患者二人までの看護は認められるが、三人以上の看護は認められない。
- (六) 看護婦又は准看護婦を求めることができなくてやむを得ず看護補助者（親族、友人等を除く。）を付き添わせた場合の看護料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行つている旨を施設の長が証明するときに限り支給する。
- (七) 在宅患者の看護については、看護補助者は認められない。
- (八) この基準は、基準看護を実施している保険医療機関については、適用しない。

鳥取県告示第四百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十

二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大家 医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	昭和五十四年五月九日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九一八	"
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	昭和五十四年五月七日
車尾診療所	米子市車尾九〇四一五	昭和五十四年五月一日
渡 辺 医院	米子市大篠津町一五五二	昭和五十四年五月九日
井上内科医院	米子市中島三三二一五	昭和五十四年五月一日
伊藤皮膚・泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七一三	"
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市山根四八八一	"
遠 藤 医院	八頭郡智頭町郷原一五一三	昭和五十四年五月九日
井 上 医院	八頭郡用瀬町用瀬四五七一六	昭和五十四年五月一日
岸田歯科医院	境港市京町四二	昭和五十四年五月六日
江原歯科医院	西伯郡中山町田中荒神上 五七〇一二	昭和五十四年五月一日

桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三 糸沢ビル二階	昭和五十四年五月九日
小徳歯科境診療所	境港市元町四一	昭和五十四年五月一日

鳥取県告示第四百六十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三 糸沢ビル二階	昭和五十四年五月九日
小徳歯科境診療所	境港市元町四一	昭和五十四年五月一日

鳥取県告示第四百六十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
桜井皮膚科医院	鳥取市永楽温泉町一六三 糸沢ビル二階	全国	昭和五十四年五月九日
小徳歯科境診療所	境港市元町四一	"	昭和五十四年五月一日

鳥取県告示第四百六十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割、八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】

- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 解除の理由
 林道用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課、青谷町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡三朝町大字下畑字平内谷七八四の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 解除の理由
 道路用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）